

～申告受付のご案内～

【受付期間】令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

【受付会場】役場1階応接室 特設会場

当受付会場での申告は、申告内容により期間を①と②に分けてそれぞれ「事前予約」及び「地区割」で受け付けますので、以下をご確認の上準備してください。

【受付期間①※事前予約制】

◆対象◆ 事業所得(白色の農業・不動産等)と譲渡所得等

① 2月17日(月)～28日(金)

受付時間 ① 9:00～10:20 ②10:30～11:50
③13:30～14:50 ④15:00～16:20

【予約受付期間】

令和7年1月7日(火)～24日(金)

◆事前予約◆ 上記予約受付期間中に「希望する申告日及び①～④の時間帯」を予約してください。(先着順)

【連絡先】 住民課税務室税務係 ▶電話(0136)33-2211
▶FAX(0136)33-3577

★予約がない場合は受付できませんので、ご注意ください。

★事業に係る収支内訳書は作成してからお越しください。

★譲渡所得の方は、申告に必要な書類について予約の際に確認します。

★申告は予約時間から開始します。予約時間より早く来庁されても前倒しはしません。

★体調不良・悪天候等により当日予約をキャンセルする場合は、必ず連絡願います。

※上記期間中の申告が都合悪い方は、
税務署へ直接出向くか便利な電子申告をご利用ください。

【受付期間②※地区割】

◆対象◆ 所得税還付等(給与・年金のみの方)と住民税申告

② 3月 3日(月)～10日(月)

受付時間 9:00～12:00/13:00～16:00

◆地区割表◆ ※予約不要

3月 3日(月)	幸町1・2、末広町
4日(火)	旭町、本町
5日(水)	大町1・2
6日(木)	緑町
7日(金)	栄、福島、伏見、知来別 留産、比羅岡、相川、御園、共栄、金山
10日(月)	上壮、双葉、中里、福里、花丘 上尻別、鈴川町内・地区、福丘、尻別

★還付申告の方は、通帳など口座が確認できるものを持参してください。

★配偶者控除・扶養控除及び障害者控除等がある方は、忘れずに申告してください。

※混雑状況により、待機人数を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。

★申告に必要な書類を忘れずに！★ ※印鑑は不要です。

□本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

□収入を確認できるもの(各種事業の収支内訳書、給料・年金の源泉徴収票など)

□控除を確認できるもの

(生命保険・国民年金等控除証明書、各種手帳、医療費控除集計表※など)

※医療費控除は、対象者別で医療機関や薬局ごとに1年間支払った額を集計してください。集計できていない場合は受付できませんのでご注意ください。

所得税の申告は、
スマホや自宅のパソコンからいつでもできる電子申告「e-TAX」が便利です！

～ 不明な点は役場住民課税務室税務係(0136)33-2211へお問い合わせください ～